



空き家バンクを利用しませんか？

姫路市空き家バンクでは、空き家を売りたい・貸したい方と、空き家を買いたい・借りたい方とのマッチングを行います。

空き家バンクに登録する住宅を募集中！

空き家を売りたいけど、どうしたらいいか…

相続したけど、使う予定がない実家を貸したい

- 登録した物件は、姫路市のホームページに掲載し、購入・賃借希望者へ情報提供します。
- 姫路市と協定を締結した不動産事業者の団体を通じて媒介業者をご紹介しますので、お知り合いの業者がない場合でも気軽にご利用いただけます。

空き家バンクで家を探してみませんか？

姫路で中古住宅を買いたい、借りたい

家族が増えたので、一戸建ての広い中古住宅を購入したい

- 姫路市のホームページで、登録物件の概要をご覧ください。
- 気になる物件があれば、姫路市にご連絡ください。簡単な手続の後、媒介業者から物件の説明、現地案内等を行います。

★ 空き家バンクに登録できない物件

- 住宅以外の建物（店舗等）
- 共同住宅、長屋住宅（マンション、ハイツ、長屋等）
- 市街化調整区域内の住宅で、居住又は使用できる者が制限されるもの
- ※ その他関係法令への適合状況によって登録できない場合があります。

★ 注意事項 —必ずお読みください！—

- 市では、空き家の情報提供、媒介業者との連絡のみを行います。
- 売買や賃貸借の交渉、契約等については、媒介業者を通すことをおすすめします。
- 媒介業者に対しては、宅地建物取引業法に基づく報酬が必要となります。
- 都市計画法、建築基準法等、関係法令への適合状況については、市は責任を負いませんので、当事者の責任で十分ご確認ください。
- 登録物件は、建築年が古いものが多く、耐震基準を満たしているとは限りません。市では、一定の条件を満たす住宅についての耐震診断、耐震改修等に関する補助を行っています。詳しくは、建築指導課（TEL：079-221-2547）へお問い合わせください。
- 市では、登録物件の改修（屋根の雨漏り補修、水回り改修等）に関する補助を行っています。詳しくは、住宅課（TEL：079-221-2642）へお問い合わせください。

【お問合せ先】 姫路市役所 住宅課 住宅政策担当
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL：079-221-2642

ホームページ <http://www.city.himeji.lg.jp/>

（画面上部の検索欄に「空き家バンク」と入力して検索）